



規制改革に関する要望 (重点事項)

令和 3 年 5 月
公益社団法人 日本薬剤師会



【要望】規制改革推進会議における 「調剤業務の外部委託・40枚規制の見直し」の問題について①

規制改革推進会議での論点は、医薬品の取り揃えや調製に係る調剤業務について他薬局への外部委託を可能としてはどうか、また、それを受けた薬局においては、薬剤師1人あたり1日平均取扱処方箋枚数に係る規定（40枚）の見直しが必要ではないか、との提案。

- 調剤業務は、患者の状況や処方箋の疑義などを確認の上、医薬品の取り揃えや調製、服薬指導などの薬学管理という一連の行為から成る。
- 過去の薬害事件の経験から、相互作用や副作用を回避して医薬品を適正に国民へ提供するためには、単に医薬品の取り揃えや混合ではなく、医薬品情報と患者情報の双方を取得し、その総合的な評価に基づいて医薬品の調製の可否を判断することの重要性が指摘され、現在に至っている。
- 患者に提供される医薬品は、調剤に携わる薬剤師が自らその真偽を判断することで、責任を持ち、適切な調剤が実施可能になる。薬剤師の目の届かない外部で取り揃えられ、自らその真偽を判断できない薬剤を患者の薬物治療に供することは言語道断。
- また、業務の委受託については、委託者としては、受託者が適切に業務を行っていることを前提に品質の確認を行うことになるが、二者により一連行為が分担されることで結果として無責任状態が生じる危険性があり、極めて懸念するものである。



【要望】規制改革推進会議における 「調剤業務の外部委託・40枚規制の見直し」の問題について②

- 先般の小林化工などにおける不祥事で露見したように、委託者はその製造プロセスに内在する問題をチェックできず、死亡者が出るまでの事態となった。調剤業務の外部委託も、国民に同様の危険をもたらす可能性がある。
- 高額な調剤機器が「複数の薬局で導入されていることは、有効活用に逆行する」との理由をもって「調剤業務の委受託」の解禁を強要することは、国民に「安全な薬物療法を提供することを蔑ろにした、本末転倒な議論であると断じざるを得ない。
- 調剤業務は、薬剤師法において薬剤師の独占業務として位置付けられている薬剤師の本質業務である。本質業務を他者に委託可能とするという提案は、薬剤師の調剤業務はその本質業務でないという主張と同義で、著しく誤った認識に基づいた暴論と言わざるを得ない。
- 調剤や患者への服薬指導といった法律上位置づけられた業務について、その正当性や必要性等が、その専門職の中で十分議論もしくは整理されていない状況下で、薬剤師の本質業務である調剤業務の外部委託について検討されることは、到底認められるものではない。

【要望】医療機関内の「敷地内薬局」に対する適正な措置



- ・近年、国立大学病院等の公的医療機関を中心に敷地内への保険薬局の誘致に拍車がかかり、保険医療機関と保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じるような事例が全国的に多数存在していることが、本会の調査で明らかになった。
- ・適切な医薬分業のためには、保険薬局は、経営上はもちろん、保険医療機関からの経済的、構造的、機能的に独立していることが不可欠。
- ・適正な医薬分業のために、下記の事項について要望する。

1. 敷地内薬局は、その機能として医療機関の調剤所と同一視されるようなものは、保険指定を行うべきではない。
2. 保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立について、いずれも疑義が生じないよう明確な基準を「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」に設ける。
3. 保険医療機関による保険薬局の誘致に係る募集要項などにおいて、保険薬局の経済的、機能的、構造的な独立に疑義が生じた場合、保険薬局の指定や更新は行わない。また、すでに保険指定した事例についても疑義が生じる場合は、速やかに再審査を行う。